

草加市教育委員会会議録

平成30年第3回定例会

平成30年草加市教育委員会第3回定例会

平成30年3月22日(木)午前8時55分から

教育委員会会議室(ぶぎん草加ビル4階)

議 題

- | | |
|--------|-------------------------------------|
| 第16号議案 | 草加市学校施設整備基本方針を定めることについて |
| 第17号議案 | 草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定について |
| 第18号議案 | 草加市文化財保護指針を定めることについて |
| 第19号議案 | 草加市子ども読書活動推進計画を定めることについて |
| 第20号議案 | 草加市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について |
| 第21号議案 | 草加市就学援助実施要綱の一部を改正する要綱の制定について |
| 第22号議案 | 草加市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について |
| 第23号議案 | 平成30年度公民館事業計画を定めることについて |
| 第24号議案 | 平成30年度歴史民俗資料館事業計画を定めることについて |
| 第25号議案 | 平成30年度中央図書館事業計画を定めることについて |
| 第26号議案 | 平成30年度学校医の委嘱について |
| 第27号議案 | 平成30年4月1日付け職員の人事異動について |
| 第7号報告 | 職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第8号報告 | 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について |
| 第9号報告 | 平成29年度学校評価の報告について |
| 第10号報告 | 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について |
| 第11号報告 | 平成29年度草加市立学校職員の人事評価及び調整の結果に係る報告について |
| 第12号報告 | 平成30年草加市議会2月定例会に係る報告について |

出席者

教 育 長	高 木 宏 幸
教育長職務代理者	村 田 悦 一
委 員	井 出 健 治 郎

委 員	小 澤 尚 久
委 員	加 藤 由 美
委 員	宇 田 川 久 美 子

説明員

教育総務部長	今 井 規 雄
教育総務部副部長 (兼)学務課長	関 根 秀 一
教育総務部副部長	青 木 裕
総務企画課長	伊 藤 寿 夫
指 導 課 長	本 間 錦 一
教育支援室長	和 田 卓
生涯学習課長	長 峯 春 仁
中央公民館長	鈴 木 裕 之
歴史民俗資料館長	細 川 昭 二
中央図書館長	松 川 令 久

事務局

名 倉 毅
山 岸 亮

傍聴人 1人

午前8時55分 開会

開会の宣言

高木宏幸教育長 ただ今から、平成30年教育委員会第3回定例会を開催いたします。
初めに、開催に当たりご報告をさせていただきます。

過日、開催されました市議会2月定例会におきまして、平成30年3月31日をもって任期満了となります私と宇田川委員の再任について、議会の同意が得られました。

任期は平成30年4月1日からとなりますが、一言、挨拶をさせていただきます。

私は、教育長として3期目となりますけれども、新たな気持ちで、草加の教育の充実・発展のために、教育委員の皆様のご協力をいただきながら、力を尽くしていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、宇田川委員に、一言ご挨拶をいただければと思います。

宇田川久美子委員 私は教育の現場にいないので、多分、違う目線で見ることができると思います。慣れてしまうことなく、そういった目を大事にして、子どもたちのために発言できれば、力を尽くすことができれば、と思っています。よろしくお願いいたします。

高木宏幸教育長 ありがとうございます。

前回会議録の承認

高木宏幸教育長 それでは、事務局から前回会議録の朗読をお願いいたします。

——— 前回会議録の朗読 ———

高木宏幸教育長 ただ今、事務局から前回会議録の朗読がありましたが、これにつきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

(「ありません」と言う者あり)

高木宏幸教育長 よろしければ、承認することとし、会議録への署名を行いたいと思います。

教育長・委員の署名

高木宏幸教育長 以上で、前回会議録の承認を終了いたします。

議案審議

高木宏幸教育長 ただ今から、審議に入らせていただきます。本日は、追加案件を含めまして、議案が12件、報告が6件となっております。

なお、委員さんの中で議題以外の教育全般に係るご質疑、ご意見等がございましたら、委員会終了後に意見交換の時間を設けておりますので、よろしくお願いいたします。

第27号議案 平成30年4月1日付け職員の人事異動について

第11号報告 平成29年度草加市立学校職員の人事評価及び調整の結果に係る報告について

高木宏幸教育長 初めに、本日追加提出いたしました第27号議案及び第11号報告を議題といたします。

この二つの案件は、人事に関わる事柄でございますので、秘密会としたいと思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 それでは、第27号議案及び第11号報告につきましては、秘密会とさせていただきます。

説明の方のみお残りいただき、傍聴の方並びに説明者以外は、ご退席をお願いいたします。

————— 執行部退席 —————

————— (秘密会) —————

————— 執行部着席 —————

高木宏幸教育長 審議を再開いたします。

審議結果でございますが、第27号議案につきましては、可決となりました。

また、第11号報告につきましては、教育長に対する事務委任規則に基づきまして、報告をいたしました。

第16号議案 草加市学校施設整備基本方針を定めることについて

高木宏幸教育長 次に、第16号議案につきまして、総務企画課長より説明させます。

説明員 草加市学校施設整備基本方針を定めることについて、ご説明させていただきます。

草加市公共施設等総合管理計画及び第二次草加市教育振興基本計画のもとで、学校施設の整備を進めていくため、基本的な方針や方向性を示した草加市学校施設整備基本方針を定める必要を認めたことから、議案として提出させていただきました。

具体的な内容でございますが、昨年の委員協議会におきまして、素案を用いてご説明をさせていただいた後、庁内検討組織や小中学校長、PTA連合会からもご意見をいただき、草加市公共施設等総合管理計画に関するパブリックコメントのうち、学校施設への意見を確認した中で、記述を修正させていただいたものでございます。

概要をもとに、ご説明をさせていただきます。

初めに、草加市学校施設整備基本方針の策定の経緯でございますが、本市では昭和40年代から50年代にかけて、人口の増加に合わせて、学校施設の整備を進めてきました結果、現在、多くの校舎が建設から30年から50年を迎え、老朽化し、改修工事を進めていくことが喫緊の課題となっております。

学校施設を始めとする公共施設を維持管理するためには、適切な時期に、適切な方法で、改修工事や更新、建て替えを行う必要があります。本市では、平成28年3月に草加市公共施設等総合管理計画を策定し、将来のまちづくりと財政推計を踏まえた取組を進めているところでございます。

また、平成25年3月には、国におきましても、学校施設の長期使用とそのための計画的な整備の手法等が示されているところでございます。

公共施設の約6割を占める学校施設の維持管理運営におきましては、その整備に必要な基本的な方針、方向性を定めた上で、喫緊の課題である改修工事などを計画的に進めていくため、今回、草加市学校施設整備基本方針を策定するところでございます。

この基本方針の位置付けや目的、また、これまでの学校施設整備に関する取組についてでございますが、まず、方針の位置付けでございますが、第四次草加市総合振興計画、草加市都市計画マスタープラン、草加市公共施設等総合管理計画、第二次草加市教育振興基本計画と連動させまして、公共施設の約6割を占めている学校施設に焦点を当て、今後の方向性・方針を定めるものでございます。

これらの計画をまとめたものが、参考資料の図のとおりで、図中の右側にある学校個別施設計画につきましては、平成32年頃を目途に策定する予定でございます。その詳細な内容につ

きましては、今後、国から示される予定でございます。

本市では、今回策定しております基本方針をもとに、全小中学校1校ごとに、個別施設計画を策定する予定でございます。

なお、今後、国庫補助金を活用し、大規模改修工事などを実施する場合には、この個別施設計画を策定していることが申請条件となる見通しでございます。

次に、これまでの学校施設整備に関する取組についてでございますが、草加市では、児童生徒が安全安心、快適に学校生活を送るために、学校施設に対しては、平成25年度までに完了した校舎の耐震補強工事、平成34年度完成予定の校舎トイレ改修工事、平成31年度完成予定の屋内運動場（体育館）非構造部材耐震工事といった工事を実施してきました。

これと並行しまして、校舎や屋内運動場の屋上、屋根、外壁などの防水工事、雨漏りや漏水箇所、トイレの排水のつまりといった特定の箇所を中心に、修繕・工事を随時行ってきております。

次に、国の動向についてご説明を申し上げます。

これまで国が定めてきました方針に基づく整備手法や耐用年数では、20年程度で大規模改修工事を行い、40年程度経過した後に更新（建て替え）を行うこととされておりました。

現在の国の動向といたしましては、安全面、機能面、環境面、財政面を課題として、大規模改修工事だけではなく、新たに長寿命化改修工事を行い、校舎をより長期的に使用していく長寿命化に取り組むことが必要とされております。

また、全国的に見ても、多くの学校施設は、昭和40年代から50年代にかけて建設されており、概ね20年程度となりますが、一定期間ごとに改修工事を実施し、50年以上使用できるように計画的に整備することについても、留意する必要があると示されております。

今後の学校施設整備に当たりましては、これまでの事後保全型の施設整備から、予防保全型の施設整備により進めていくこととなります。

その際には、第四次草加市総合振興計画といった他の計画と連動させながら、進めていくことに留意する必要があるとございます。

この国の動向を踏まえまして、本市の学校施設整備の基本的な考え方につきまして、ご説明申し上げます。学校施設は、建設から30年以上経過しているものが、現在約86%を占めている状況です。このようなことを踏まえ、まず、整備手法を、長寿命化改修工事、大規模改修工事、更新（建て替え）に分けさせていただき、その整備手法を学校ごとに決め、整備時期の平準化を図っていくことが必要となります。

整備に関する原則としましては、大規模改修工事、長寿命化改修工事を実施し、長期的に使用していくこととします。

また、更新（建て替え）を行う際には、学校施設の老朽化が著しく、使用可能年数が十分確保できず、改修困難な場合には、校舎と施設の複合化を視野に入れ、更新（建て替え）を検討していくこととします。

本市の学校施設整備における建物の目標使用年数につきましても、基本方針14ページにおいて明記しております。

小中学校32校の各校舎につきましては、建物の経過年数や改修の履歴などを考慮し、施設整備に関する優先順位を定め、グループ分けを行い、グループごとの整備手法を定めることとします。

このグループ分けについてでございますが、グループ1としまして、昭和60年以前に建設された校舎を対象に、目標使用年数をおよそ80年と定め、これに向けた整備手法と整備時期を記載しております。

また、グループ2としまして、平成15年以降に建設された校舎を対象に、目標使用年数を100年以上と定め、これに向けた整備手法と整備時期を記載しております。

概ね20年を目安に、大規模改修工事、長寿命化改修工事を実施していきませんが、これまでの改修実績を踏まえまして、校舎建設から20年未満のグループ2につきましては、国の方針通りの改修工事、建設から30年以上が経過しておりますグループ1につきましては、この建物の機能や性能の劣化状況に応じまして、大規模改修工事か長寿命化改修工事のいずれかを選択し、適切な改修工事に取り組んでいくこととします。

これにより、予防保全型の整備に取り組んでいくこととなります。

また、この二つのグループ分けに関係なく、雨漏りや漏水など、水回りに関する修繕はこれまでと同様、緊急を要することから、引き続き随時、迅速に対応していくこととなります。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長　ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者　基本方針の前書きにありますけれども、草加市公共施設等総合管理計画は、平成39年度までの12年の計画期間で示されておりますが、この基本方針はそれを受けて策定したものと考えていいのでしょうか。どれくらいの計画期間を見込んでいるのか、位置付けをお伺いします。

説明員 期間といたしましては、総合管理計画が基準となりますので、基本的に合わせていくものです。

ただ、平成32年度に、個別施設計画の策定が出てきますので、これとの整合性を図る中で、見直しの可能性も含まれてきます。

村田悦一教育長職務代理者 引き続いて、市民サービスの水準を維持という記述がありますが、その後に、より良い学びの場として確保するとあり、これが教育における市民サービスの水準を維持するということですね。現在市内には、小中学校32校ありますが、より良い学びの場をどれだけ確保できているか。感覚的なものになってしまいましたが、今日報告の中で学校評価の報告がこれからあって、その中の課題を全部見ましたら、学習環境について課題だという小学校が4校、中学校で1校、合わせて5校ありました。

極端なことを言うと、古い校舎を新しくしてほしいということでした。あくまでも学校ですので、児童生徒の保護者、子どもたちがどう思っているのかが重要だと思います。このようなことを考えると、早急に対応しなければならないことが出てくるのではないのでしょうか。

もう1点、児童生徒数の推移で現段階の基本方針の中では、統廃合については見込んでおりませんと記述がありますが、最後のページには、今後の児童生徒数の推移などの社会情勢や国の動向等に応じて、随時見直し・再考を図ってまいりますとあります。これは、全体としてのものでしょうか。児童生徒数のところで、統廃合については見込んでいないけれども、社会情勢や国の動向等に応じて、随時見直しということは、やはり、そのことも含まれているのかと思うのですが、教育委員会としてはどのように考えているのか、お話をいただければと思います。

説明員 先に二つ目の質問から、答えさせていただきます。

統廃合は含まれていないということは、4ページ、20ページ、いずれも同じ考え方でございます。きめ細かな学校からのご意見等がございますので、その実情を踏まえた学校環境の整備に取り組んでいきたいと考えています。また、平成32年度に個別施設計画を策定していくこともありますので、それに応じて、基本方針の見直しを図り、方向性を検討していくといった意味で、20ページに記述をさせていただいております。

一つ目の質問でございますが、当然、学校のハード面の環境整備も必要であります。きめ細かな教育環境づくりも必要となってきますので、ソフト面でできるだけ環境を維持できるように、一定の教室数の確保等も配慮していきながら、環境づくりをしていくことが必要かと思っております。現段階で記述はありませんが、ソフト面も見据えた中で、環境整備の方向性を検討し

ていくことを、今後、見直していく中で取り入れていきたいと考えております。

そういった中で、先ほどの5校など、課題となっている学校に関しましては、今後、対応していきたいと考えております。

村田悦一教育長職務代理者 もう1点。20ページ、2段落目、以上のことをもとに、今後の各学校の校舎等の整備については、別紙のとおり整備計画表を作成し取り組んでいきますということで、別紙が付いていますが、これはグループ一覧表で整備計画表ではないと思いますが、別紙があるのでしょうか。

説明員 記述、表記に整合性がとれておらず、申し訳ございません。

別紙のグループ一覧表ですが、これをベースにして、今は建てられた順に並べさせていただいているものを、学校環境、実情を踏まえた優先順位等を付けていく中で、整備計画表を作りますので、グループ一覧表は、整備計画表の土台となるものと考えております。このグループ一覧表が、整備計画表の土台になるということをお含みおきいただければと思います。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第16号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第16号議案については、可決といたします。

第17号議案 草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定
について

高木宏幸教育長 次に、第17号議案につきまして、指導課長より説明させます。

説明員 草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針の改定について、ご説明申し上げます。

提案理由ですが、いじめ防止対策推進法附則第2条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策をより一層推進するため、草加市学校におけるいじめの防止等のための基本的な方針を改定する必要性を認めたものでございます。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

別紙4ページ、いじめの定義についてでございますが、定義そのものは変わっておりませんが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断について、一定の人間関係及び物理的な影響とはどういうことかを具体的に示しました。

次に5ページ、責務等についてでございますが、(2)学校としての責務について、相手にとって心や体の苦痛を感じる行為がいじめに当たることから、相手にとって心や体の苦痛を感じる行為を決して行ってはならないことを理解できるように指導する、相手がこのように感じる行為は広くいじめであり、決して許されないことを理解できるように指導することを記載いたしました。

児童生徒に、いじめは決して許されないことを理解させることは、国の基本方針改定のポイントの一つでもあります。

続きまして6ページ、(5)子どもに対してとして、学校や保護者、地域が、子どもたちをどのように導かなければならないのかを記載いたしました。

次に、第2章、市及び教育委員会が実施する施策についてでございますが、12ページ、教育委員会が実施する施策として、(6)インターネットや携帯電話を利用したいじめへの対応を加えました。これは、ラインやSNSによるトラブル等、いわゆるネットいじめへの対応を推進する必要があるためでございます。

次に、第3章、学校が実施する施策についてでございますが、28ページ(3)いじめの解消について明記いたしました。いじめの解消の判断については、単に謝罪したからいじめが解消したとするのではなく、いじめが解消している状態を判断するための要件を二つ明記いたしました。

一つ目は、いじめに係る行為が止んでいること、二つ目は、被害児童等が心身の苦痛を感じていないことで、少なくともこの二つの要件が満たされている必要があるということです。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断すること、解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要があることを明記いたしました。

続きまして29ページ、組織対応(例)の委員会の役割では、いじめ防止方針に基づく取組で、未然防止、いじめを起こさせない、許さない環境づくりとして、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校・中学校間の情報共有を書き加えました。これは、小学校入学前や入学後に、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との間で、情報交換や情報を共有することで、いじめの未然防止や事案対処が期待できるからでございます。

次に、第4章、重大事態についてでございますが、34ページ、(1)重大事態の意味を改めて明記いたしました。中でも、子どもや保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申

し立てがあったときは、その時点で、いじめの結果ではない、重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たることがポイントでございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

加藤由美委員 これが出来上がりましたら、全教職員に配られるのでしょうか。

説明員 こちらにつきましては、各学校に校長を通じてお渡しをしますので、そこから各学校で伝わっていくようになると思います。

加藤由美委員 この中に、保護者としてという内容などありますが、保護者に関しては、どのように周知をするのでしょうか。パンフレットみたいなものがあると、保護者の方にいじめとはこういうものですと周知できると思うのですが、学校から保護者へお伝えするようになるのでしょうか。

説明員 保護者に関しましては、学校から伝えていただくようになるかと考えております。

加藤由美委員 やはり保護者の方の中にも、いじめということがこういうものだということを知っていない方も大勢いらっしゃるのではないかと思います。

また、教職員に関しましても、分かっていると思いますが、最初に相談を受けたときの保護者への対応から始まるので、例えば、相談を受けたときには、どのように対応すべきかということを知っていなければ、ややこしくなってしまうこともあると思います。シミュレーションみたいなものが、必要かと思います。

説明員 今ご意見をいただきましたので、この方針につきましては、4月に指導課から学校へ伝達していくようになりますが、保護者の部分、また、教職員の対応につきましても、しっかりと伝えていきたいと思っております。いじめ防止の方針につきましては、学校でも作成する予定がございますので、きちんと理解していただけるよう伝えていきたいと思っております。

高木宏幸教育長 今のご意見について、草加市のいじめ防止等のための基本方針については、校長会議等で改めてお伝えをし、学校はこれに基づいて学校としてのいじめ防止の基本方針を見直し、さらに、その基本方針については、各学校は、保護者会等でしっかりと保護者にお伝えをすることになっておりますし、また同時に、市の基本方針だけではなく、学校の方針についても、基本的には各学校のホームページ等に掲載をすることになっております。

この内容については、当然、学校の基本方針を立てるときに、市の基本方針についても、十分に教職員が理解し、その上で、学校の基本方針を立てるということは大前提でありますので、

そういったことから、教職員の共通理解とともに、保護者、地域の方々にも、しっかりとこの基本方針の見直しについては、説明をしていく、あるいは情報提供をしていきたいと考えております。

加藤由美委員 いじめをしてはいけないということは、子どもたちも十分分かっているとは思いますが、やはり心が健康でないと、いじめにつながってしまうと思うので、何かを言われたときに、それぞれ感じ方は違うと思うのですが、どのように解消したらいいかということ、先生が子どもたちに教えてあげて、子どもたちの心が健康になるようにしていただきたいと思います。

宇田川久美子委員 まさに、加藤委員と同じ意見です。ここにいじめの防止等のためとありますが、起こることを前提にしているのかと思います。そうではなくて、例えば、病気になったら、病院に行きますね。だから、ここでのことは、病院でのことだろうと思いながら拝見していたのですが、そこで保護者との対応も、検査結果を説明するみたいなのところに当たるかと思ってしまうので、心の健康ということで、病院に行かないようにすることができればと思います。

防止等と書いてありますので、本当の目的は、起こってからの対応マニュアルではなく、防止のための方針というところを前提に、皆で取り組んでいきたいと思います。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第17号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第17号議案については、可決といたします。

第18号議案 草加市文化財保護指針を定めることについて

高木宏幸教育長 次に、第18号議案につきまして、生涯学習課長より説明させます。

説明員 草加市文化財保護指針を定めることについて説明を申し上げます。

提案理由でございますが、平成22年度に策定しました草加市文化財保護基本計画が、平成28年度をもって計画期間が満了したことに伴い、第二次草加市教育振興基本計画のもと、本市の文化財保護行政を長く持続させていくためのよりどころとなるよう、その基本理念や方向性を示す指針を策定する必要性を認めたものでございます。

本指針の策定作業につきましては、草加市文化財保護基本計画の内容等を検証し、草加市文

化財保護審議会において、計7回の審議を経て、素案を作成したところでございます。教育委員会におきましても、昨年10月、12月、平成30年の1月の協議会において、委員の皆様からご意見を伺ったところでございます。

それでは、議案提出に当たりまして、改めて本指針の構成と内容の概要について説明させていただきます。

指針は、全部で6章で構成されております。

第1章、指針の策定に当たっては、指針策定の背景として、本市のこれまでの文化財保護の歩み、平成22年に策定しました草加市文化財保護基本計画から本指針を策定することになった経緯を記述しております。

次に、指針の位置付けといたしまして、草加市総合振興計画のもと、草加市教育振興基本計画、その下位計画として、本指針が位置付けられていること、指針に基づく事業の評価は、本指針の上位計画でございます第二次草加市教育振興基本計画の成果指標として評価すること、また、指針の見直しにつきましては、文化財保護行政を取り巻く環境変化に応じて、随時見直しを行うものとさせていただいております。

第2章、草加市の歴史・文化財では、原始・古代から現代までの草加市の歴史を、時代ごとに整理し、まとめております。また、草加市に所在しております文化財についても、種類ごとに記述しております。

第3章、文化財保護の基本理念では、本指針の基本理念を掲げております。また、理念を実現するための三つの柱を定めました。この三つの柱は、第二次草加市教育振興基本計画の中でも、主な取組として掲げており、同計画との整合を図っております。

第4章から第6章までは、この三つの柱でございます文化財意識の高揚、文化財保護体制の確立、文化財保護施設の整備といった柱ごとに、これからの文化財保護行政の具体的な取組について、主な方向性として記述しております。

以上が本指針の概要でございます。

なお、本編の後に、市の指定文化財一覧や草加市文化財保護条例などを、資料編として附属させております。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 3ページで、文化財の保護ということで、保存の観点だけでな

く、活用の観点からもということでここに書かれていますが、これを踏まえて、日ごろ思っている意見が2点あります。

国指定名勝「おくのほそ道の風景地 草加松原」の保存と活用についてです。活用では、ぜひ、指導課で小学校1年生から中学校3年生の指導の中に、「おくのほそ道の風景地 草加松原」をどこかで位置付けていただきたいです。やはり、草加の子どもたちは、9年間、草加松原について、親しむ、学ぶことが必要だと思います。副読本のようなものがないとなかなか難しいと思うので、一つの案ですが、1年生、2年生と、順次行っていき、3、4年生で、一つの冊子になるようなものがないと思います。時間数などは、後からということになると思いますが、活用ということで取り組んでいただきたいということが1点です。

次に、23ページ、展示公開の充実ということで、現在は歴史民俗資料館しかないわけですが、市役所が新しくなるということを知りました。先日、役所と併設されている千葉市の美術館に浮世絵を見に行きました。千葉市のように立派なものとは言いませんが、例えば、新しい市役所にワンフロアは無理かもしれませんが、どこか展示できるような部屋を設けていただければと思いました。

市役所に来た方が、郷土資料や文化財を見ることができる、触れることができるような市役所がいいと思います。今、学校施設も、複合化ということでいろいろと取り組んでいるので、ぜひそういう視点で、展示公開の充実ということで新しく、大きく言えば博物館のような、あるいは、郷土資料館のようなものが付随されればと考えております。

井出健治郎委員 議論を積み重ねてきて、最後になってしまって大変申し訳ないのですが、これは指針で、1枚目に、はじめにということで高木教育長の言葉があって、6章構成になっていて、最後、おわりにとあるのですが、これの責任者、責任主体は誰になりますか。私には少し違和感があるのですが、他のものについては、教育長のはじめにあって、おわりにはありません。これは誰が書いたのかと言われたら、誰になるのでしょうか。

教育総務部長 文化財保護審議会でご意見をいただいたものを、担当でまとめまして、私が少しだけ加筆をして、このような形になりました。今まで文化財保護計画の中で、文化財保護行政を展開してきましたが、なかなか計画どおりにはいかないのが、この文化財の保護という部分でございます。

私たちが所有していないものがほとんどでございますので、計画として、どのようにしたい、こうしていきたいということが言えないので、全体的な文化財、それは指定の文化財ではなく、まだ世には出ていない、各ご家庭で保管されているものも含めて、これを今後大切に守ってい

きたいという思いをここにまとめさせていただいております。全体的に、指針のまとめということで認識をしております。

井出健治郎委員 分かりました。ありがとうございます。

宇田川久美子委員 構成上、はじめにがあればおわりにがあってもいいと思います。おわりにのところにでも、はじめにを高木教育長が書いたという責任を明らかにしているで、同じように、これは製作が草加市教育委員会と書いてあるから、ここに誰が書いたのかといたら、草加市教育委員会という文言で終われば、何の問題もないのではないかと思います。

教育総務部長 これは奥付で、この全体が教育委員会で、担当は誰かということ、生涯学習課が編集をいたしましたということは明示されています。氏名を特定いたしますと、問題が出てしまうこともありますので、一般的な計画、方針のようなものは、このような形になっております。

説明員 最後の奥付で、全体は草加市教育委員会が策定したのとなっておりますので、はじめには巻頭面として、教育委員会の代表の教育長という形で、挨拶文のような形になります。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第18号議案につきましては、原案どおり可決することによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第18号議案については、可決といたします。

第19号議案 草加市子ども読書活動推進計画を定めることについて

高木宏幸教育長 次に、第19号議案について、中央図書館長より説明させます。

説明員 草加市子ども読書活動推進計画を定めることについて、ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づき、本市における子ども読書活動推進計画を策定する必要を認め、提出するものでございます。

子ども読書活動推進計画につきましては、子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、国に計画の策定義務、都道府県及び市町村には、策定するよう努めることが求められているものでございます。

同法は、「子ども(おおむね18歳以下の者)の読書活動は、子どもが、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で、欠くことのできないものであることに鑑み、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそ

のための環境の整備が推進されなければならない」を基本理念としております。

本市におきましては、これまで、児童館あるいは児童クラブ、幼稚園、保育園、小中高等学校、社会教育、公民館事業、図書館事業、青少年支援等、関係機関及び他部局にまたがって、それぞれに子どもの読書活動に関する事業を行ってまいりました。

しかしながら、市全体として、総合的かつ計画的に事業の推進を図ることが効率的で、かつ有効なものであると考え、さらに県内の多くの自治体が、既に計画を策定済みであるという状況の中で、他自治体との連携も強化することが必要と考えまして、当該計画を策定しようとするものでございます。

これまで、平成28年11月9日から、5回の検討委員会及び6回のワーキンググループで、策定に向けた検討と、図書館協議会を始め各種団体から、意見やパブリックコメントを通じ、様々な意見を聴取してまいりました。

なお、2月の教育委員会の協議会におきまして、パブリックコメントで寄せられました意見と、それに対する教育委員会の考え方につきましてご報告させていただきましたが、その後のワーキンググループで検討したところ、市教育委員会の考え方についての変更はございませんでした。

この計画案では、基本理念といたしまして、「草加で育つすべての子どもたちが、いつまでも心に残る本との出会いを通して、『生きる力』を身に付けることを目指します」を基本理念としております。

第1章、計画の基本的事項、第2章、子どもの読書を取り巻く環境の変化と課題、第3章、草加市における子ども読書活動推進の現状と課題、第4章、草加市の子ども読書活動推進の目指す姿、第5章、施策の展開、第6章、目標とする指標という全6章に、資料編という構成になっております。

資料編については、昨年4月、5月にわたって行いました、市民アンケートをもとに作成したのになっておりまして、後半に掲載しております。

この結果により、草加市における子ども読書活動のより一層の推進を図るための計画ということで、策定したものでございます。

なお、施行期日は平成30年4月1日を予定しております。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 以前にもお話ししたとおり、とてもよくできていると私は思っております。

ただ、子ども読書活動ということですが、保護者など全ての市民にということ、子どもだけではないと思いますので、これが核になって、草加市の全体の読書が活発になることが、最終的な目的と私は考えています。

そういう意味で、活動指標や成果指標がありますが、具体的に学校では読書する時間の確実な確保ということで、朝読書や一斉読書をしております。朝読書は、生徒指導で苦労していた高等学校が、本を読むという形で始まったものです。

それが、徐々に中学校、小学校に広がってきていると思うのですが、それは、発達段階を踏まえて行わないと、ただ一斉に読書していればいい、朝読書をしていればいい、本をたくさん読んでいればいいというわけではないと思います。

ですので、成果指標については、それぞれの発達段階で、何のために、どういう目標を立てるかということが重要だと思います。これを間違えてしまうと、ただ本を読むだけになってしまいます。本の内容もあるでしょうし、やはり、そこが大事かと思えます。

素晴らしいものができたわけですから、ぜひ、今度は中身をより充実させ、各学校や、施設、図書館あるいは公民館の図書室等を通して、進めていただきたいと思います。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第19号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第19号議案については、可決といたします。

第20号議案 草加市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

高木宏幸教育長 次に、第20号議案につきまして、生涯学習課長より説明させます。

説明員 草加市公民館設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の制定について説明申し上げます。

提案理由につきましては、草加市立川柳文化センターにおいて、陶芸窯を設置するに当たり、設備使用料を定める必要を認めたものでございます。

使用料につきましては、川柳文化センターに設置いたしました陶芸窯と、他の4館の公民館

の窯は同等の仕様であることから、同額の使用料を設定したところでございます。

なお、今回の川柳文化センターの設置により、全ての公民館・文化センターにおいて、陶芸窯が設置されたこととなります。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 説明の中で、6館全てに陶芸窯が設置されたということですが、中央公民館の使用料がここから抜けていることは、別な形で明記されているのか、どのように明記されているのかお伺いします。

高木宏幸教育長 中央公民館長。

説明員 中央公民館につきましては、電気窯ではなく、灯油の窯を使用しております。灯油につきましては、使用する団体が持ち寄るということで、手数料を徴取しておりません。

この4館につきましては、電気代として、使用料を徴取する形をとっておりますので、この中には、中央公民館は含まれておりません。

村田悦一教育長職務代理者 それでは、これで全ての館で設置されたということになりますが、要望があり、窯を使用する講座が多いかと思えます。

実際には、現在稼働している中央公民館を含めて5館、どの程度利用されているのか、稼働率など、使用の状況を分かる範囲で教えてください。

説明員 利用回数になりますが、5館で、計87回利用されております。

1回の利用で、大体5日から1週間程度利用しますので、それを計算いたしますと、利用率としては、平均で25%ぐらいになります。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第20号議案につきましては、原案どおり可決とすることよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第20号議案については、可決といたします。

第21号議案 草加市就学援助実施要綱の一部を改正する要綱の制定について

高木宏幸教育長 次に、第21号議案につきまして、学務課長より説明させます。

説明員 草加市就学援助実施要綱の一部を改正する要綱の制定についてでございます。

提案理由でございますが、就学援助費について、援助を必要とする時期に速やかに支給が行えるよう、援助項目に入学準備金を新たに加える必要を認めためてでございます。

今年度まで、小中学校1年生を対象に、7月に支給していた新入学児童生徒学用品費等を、入学前に申請・審査及び3月に支給できるよう、草加市就学援助実施要綱の一部を改正いたします。

入学準備金の支給対象者は、翌年度草加市立小中学校に入学を予定する未就学児及び児童の保護者で、要保護者に準ずる程度に困窮している者としたします。

要保護者につきましては、生活保護費の中で取り扱うため、対象外となっております。

援助項目に新入学児童生徒学用品費と同額の入学準備金を追加し、新入学児童生徒学用品費とは重複して支給しないものとしたします。

申請方法につきましては、現行の就学援助の支給を希望する場合と同様に、就学援助受給申請書により申請するものとします。ただし、未就学児の保護者の申請先につきましては、直接、教育委員会に申請するものとします。

入学準備金に係る認定又は、不認定の通知につきましては、未就学児が入学する予定の学校長に通知するとともに、教育委員会から直接、当該申請を行った保護者へ通知をさせていただきます。

支給方法につきましては、他の援助項目と同様、保護者の指定する口座への振り込みとし、未就学児の保護者で、状況変更等の届け出が必要となった場合には、教育委員会へ報告しなければならないとさせていただきます。

なお、この要綱につきましては、平成30年4月1日から施行いたします。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 今の説明の中では、入学してから7月に支給していたものを、入学する前の3月に支給するということですね。

この金額については、変更はないのでしょうか。それとも、金額についても多少、状況等を踏まえて変更しているのかお伺いします。

説明員 支給金額につきましては、変更はございません。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第21号議案につきましては、原案どおり可決とすることよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第21号議案については、可決といたします。

第22号議案 草加市立中学校部活動指導員設置要綱の制定について

高木宏幸教育長 次に、第22号議案につきまして、指導課長より説明させます。

説明員 草加市立中学校部活動指導員設置要綱の制定についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、草加市立中学校における部活動に対する指導体制の充実を図るため、部活動指導員を設置する必要を認めたためでございます。

平成29年の学校教育法施行規則の一部改正に伴い、同規則第78条の2に、部活動指導員が位置付けられたことから、本市においても、学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する部活動指導員について、その名称及び職務等を明らかにすることにより、学校における部活動の指導体制の充実を図りたいと考えております。

本要綱の内容についてご説明申し上げます。

第1条、設置、ここでは先ほど提案理由で申し上げました内容を記述しております。

第2条 職務、校長の監督を受け、第1号、実技指導、第2号、安全及び障害予防に関する知識や技能の指導、第3号、学校外での活動(大会又は練習試合等)の引率、第4号、用具及び施設の点検や管理、第5号、部活動の管理運営、第6号、保護者への連絡、第7号、年間及び月間指導計画の作成、第8号、生徒指導に係る対応、第9号、事故が発生した場合の現場対応などを規定する職務は、必要に応じ教諭等と連携し、組織的に対応するものとしております。

続いて、第3条、任用でございます。部活動指導員は、前条の職務を行うに適すると認められる者のうちから、市立中学校長からの推薦に基づき、教育委員会が任命します。

第4条、部活動指導員の身分を非常勤嘱託員としております。

第5条、服務、部活動指導員は、教育委員会の服務監督を受けます。ただし、勤務する学校においては、校長の指揮監督を受けることとなります。そして、第2項、職務専念義務、第3項、信用失墜行為の禁止、第4項、守秘義務でございます。

第6条、研修でございます。

第7条、勤務等、指導員の勤務日は、原則として、週3日の範囲内で、校長の指定するところでございます。第2項では、指導員の1日の勤務時間は、原則として、2時間以内とします。ただし、草加市立小・中学校管理規則第3条第1項各号に規定する休業日及び引率を伴う学校

外での活動については、この限りではありません。

第8条、報酬及び費用弁償でございます。

第9条、公務災害補償でございます。

第10条、退職でございます。

第11条、解職でございます。

第12条、損害賠償の義務でございます。

第13条、委任でございます。

附則として、平成30年4月1日から施行することとしています。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 第3条、任用のところ、20歳以上の者ということは、上限はなく、65歳でも、70歳でも、75歳でもできるということでしょうか。これを見る限りでは、上限はなしと理解できます。

もう一つは、任用した日からということ、今回は初めてになります、いつぐらいからを想定していますか。終わりは2月末ということですが、4月の中旬から任用するのか、やはり、5月、6月になってしまうのか。いつから任用するのかということの2点、お伺いします。

説明員 非常勤嘱託員の年齢上限につきましては、原則65歳となっております。

また、いつから任用するかということにつきましては、この要綱を施行したのち、手続きをしていきますので、具体的にこの日からということまでは決定していませんが、5月辺りの配置を考えているところです。

村田悦一教育長職務代理者 任用した日ということなので、4月1日施行ですから、なるべく早く、学校に配置できるようお願いします。

過日も予算の議案の際に、少し話題になりまして、今、草加市では4人を予定しているということでした。でも実際には、11の中学校で55人ぐらいの指導者がいて、運用していくときに、うちも欲しい、ここも欲しいとか、あるいは、技能的にどういう指導ができるかということによって、行く学校も違うと思うのですが、実際の運用については、今、どのように考え、進めているのでしょうか。今いらっしゃる方の中から充てていくのかと思いますが、今の予定で結構ですので、お話しいただければと思います。

説明員 お話にありましたとおり、55人の指導者がおりますので、その中から、教員ができないような技術的な部活動の指導をお願いしたいと考えております。教員では、専門的な指導をすることがなかなかできないような部活動もありますので、そうしたところをまず優先していきたいと考えております。

また、55人の中から人材を充てるようになると思うのですが、その学校の事情もあると思いますので、そういったことも踏まえながら、話を進めているところです。

ただ、4人という枠の中で、11校ありますので、全部の学校にということができませんので、優先順位を考慮していきたいと考えております。

村田悦一教育長職務代理者 部活動の差があってしまうといけないと思いますので、同じように、どこの部の支援もできるようにということで、ぜひお願いしたいと思います。

最後に、13条で、必要な事項は教育長が別に定めるということで、現時点で定めるものは何か想定しているのでしょうか。

説明員 具体的なことになってきますが、学校からの配置申請書や、部活動指導員の経歴書または実績報告書等といった運用に関わる細かなところになってきます。細則も含めて、準備しているところでございます。

宇田川久美子委員 7条に勤務日ということで、原則として、週3日の範囲内とか、原則として2時間以内というように、原則という言葉が付いていますが、休日などは、この限りではないということです。部活動の指導をするとしたら、顧問の先生との調整等もあると思いますけれども、毎日ということにならないのでしょうか。原則というのは、どのように決まっているのですか。原則だから、6日でもいいのでしょうか。

説明員 平日は週2日ということが基本になってきます。1週間のうちに、週3日ですけれども、そのうちの2日間を、平日に当てるようにしております。

週3日以内とした理由ですが、スポーツ庁から、年度内に定める予定の運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインが出ておりまして、このガイドラインにおいて、週2日から3日の休養を設けること、また1日の練習時間は、平日で2時間から3時間程度とするということが検討されているということを踏まえまして、週3日以内ということで考えております。

宇田川久美子委員 毎日ということは、いけないのでしょうか。原則ということが、よく分かりませんでした。原則を越えてしまうと、お給料が出なくなってしまうのですか。

説明員 予算も決まっておりますので、毎日になってしまいますと、大きく予算を超えてしまうことになってしまいます。

また、仕事をされている関係もあると思いますので、毎日、技術指導に来ていただける方がいるかどうかということもあります。そういったところも含めまして、可能な限りということで、1日の練習時間を、平日で大体2時間から3時間程度で、週当たり勤務時間を6時間程度というところで想定しております。

宇田川久美子委員 2時間程度と想定しているのですか。

説明員 はい。

宇田川久美子委員 分かりました。

村田悦一教育長職務代理者 参考資料で、文科省の学校教育法施行規則、これは文科省の予算が措置されてということですが、何日で、何時間でというものを受けて、これができているのでしょうか。

もう一つ、例えば3日とすれば、あとの2日を、市の指導者で、同じ人が、指導者もやって、部活動指導員もやってということは可能なのでしょうか。

説明員 こちらで準備している指導員の仕事等も勘案しますと、やはり、毎日指導していただける方は、実際のところ、いらっしゃらないかということのところでは。

指導者につきましては、現在、土曜、日曜の休日を中心に指導していただいておりますので、その方々の中から、平日もできますかというのは、お仕事をされている関係もありまして、子どもの放課後の時間になりますので、実際のところ難しいということで、こちらでもどのようにしていこうかと考えているところでございます。

したがって、週3日程度ということにつきましては、先ほどのガイドライン等も含め、参考にしながらということで、現在、準備をしている最中でございます。

村田悦一教育長職務代理者 もう1点。現在、55人いる本年度の市の指導者の方は、要綱等で、週何日と規定があるのでしょうか。

説明員 指導者につきましては、年間30日程度ということで、実際、運用しているところでございます。

加藤由美委員 一つの部活動に対して、指導員は1人ですか。例えば、日にちを変えて、2人、違う方にするとということはあるのでしょうか。

説明員 一つの部活動に対しては、1人ということで考えております。

加藤由美委員 今まで、指導者の関係で何かトラブルなどはありましたか。

説明員 今年度につきましては、特に大きな問題となるような報告はありませんでした。

井出健治郎委員 2月末までという任用期間の、理由を教えてください。

説明員 3月末までの活動になってしまいますと、この方々へお渡しする報酬の実績報告書等が、年度をまたいでしまって、持ち越しとなってしまうということがあります。実務的なことになってしまうのですが、3月は提出書類等の整理に充てるという形になっているので、2月の末までと定めております。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第22号議案につきましては、原案どおり可決とすることによろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第22号議案については、可決といたします。

第23号議案 平成30年度草加市公民館事業計画を定めることについて

高木宏幸教育長 次に、第23号議案につきまして、中央公民館長より説明させます。

説明員 平成30年度草加市公民館事業計画を定めることについてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成30年度における公民館事業計画を定めるに当たり、草加市公民館設置及び管理条例施行規則第11条第1項の規定により、あらかじめ教育委員会の承認を得るものでございます。

平成30年度6館共通目標は、昨年と同様、高年者の健康づくりと学習機会の充実、土曜日や放課後等の子どもの居場所づくりの推進の二つを、公民館・文化センター6館の共通の目標といたしました。

高年者の健康づくりと学習機会の充実については、ますます高齢化社会が進む中、公民館の果たす役割も大きくなっているとの考えから、更に進めるべきと思われるため、継続することといたしました。

土曜日や放課後等の子どもの居場所づくりの推進につきましては、従来、公民館の子ども事業は、夏休みを中心に集中的に実施してまいりました。それに加え、土曜日や放課後の学習活動や居場所づくりの観点から、公民館・文化センターで土曜日や放課後事業を実施してまいりましたが、未だ定着したとは言いがたいことから、共通目標として、継続して、推進することといたしました。

平成29年度の公民館事業についてでございますが、数字は2月末現在の暫定値でございます。計画事業数184事業に対し、実施事業数は37事業増の221事業となる予定でございます。

平成28年度実施事業211事業の延べ参加人員数6万2,402人に対し、平成29年度実施事業221事業の延べ参加人員数は、暫定ではございますが、678人増の6万3,080人の方に講座や教室にご参加いただきました。それとともに、多くのサークル活動の場を提供することができ、地域の健康づくりや生涯学習の場として、一定の役割を果たすことができたものと考えております。

しかしながら、ますます進む高齢化社会への対応、核家族化や両親の就労の増加に伴う子どもの安全な居場所づくりの必要性から、公民館においても、高年者や子ども事業の更なる充実が必要と考えております。

また、公民館運営審議会の中で、近年、外国籍市民が増加しているという現状を踏まえ、外国語の案内表示や外国籍市民のための事業展開を検討する必要性が提起されましたので、今後の検討課題としたいと思っております。

平成30年度からの新規事業として、子どもの居場所づくりの一環として、6館共通で、埼玉県民の日子ども事業を実施することといたしました。

平成30年度公民館事業は、幅広い世代に、生涯学習の機会や場を提供するため、青少年事業、成人事業、高年者事業、総合事業、音楽と文化のまちづくりの五つの区分で、189事業を実施してまいります。対前年比5事業の増でございます。

内容につきましては、人づくり・地域づくりの拠点として、子どもたちや高年者を対象とした事業や、市が推進する健康づくり事業、S K T 2 4 事業、伝統文化事業、人権講座を全館で実施するほか、各館の特性をいかした事業を合わせて実施してまいります。

なお、6館共通目標該当事業及び新規事業に関しましては、詳細資料の右側の備考欄に、
あるいは新規と表示しております。

以下、各館の事業についてご説明申し上げます。

中央公民館では、主要目標を、「安心の子育て支援事業と元気な高年者事業の充実」、「潤いと感動を伝える音楽と文化のまちづくり事業の充実」、「公民館利用団体の力を活かした協働事業の推進」、「子どもの居場所を作るための事業の充実」を掲げ、全32事業を実施してまいります。

中央公民館の最大の特徴はホールであり、コンサート事業を多数実施し、音楽と文化のまちづくりを盛り上げます。また、児童対象の土曜日事業を年9回実施するとともに、新規事業に、埼玉県民の日子ども事業を開催し、子どもの居場所づくりを推進してまいります。

次に、柿木公民館でございます。柿木公民館では、「地域の特性を活かした生涯学習事業の

推進」、「豊かな心を育む子育て事業の推進」、「元気に楽しむ高年者事業の推進」を掲げ、全27事業を実施してまいります。

柿木公民館では、柿木町会や地元産業団体柿木産業クラブ21との協働事業や柿木スペシャル子ども新聞の編集発行、空き室を利用した子どもの自遊空間事業により、地域交流や子どもの居場所づくりの推進を図ります。

また、県民の日柿木なんでも知って見隊ジュニアや小さなお子さんを持つ親子の交流事業として、おはなしの時間を新規事業として実施してまいります。

次に、谷塚文化センターでございます。谷塚文化センターでは、「世代間交流の推進」、「複合施設であることを活かした施設間協力体制の推進」、「青少年の健全育成と多角的な学習機会の充実」、「高年者の健康増進と社会参加の推進」、「伝統文化事業の推進」を掲げ、全39事業を実施してまいります。

谷塚小学校の敷地内にある色をいかし、谷塚小学校、谷塚児童クラブと利用者団体が一体となり、谷塚少年少女合唱教室を年32回、少年少女発明教室を年9回、土曜日の午前中に実施するほか、小学生との世代間交流を年4回、平日の放課後に実施いたします。

また、6館共通で県民の日体験事業、浴衣着付け教室、3B体操体験講座を新規事業として実施いたします。

次に、川柳文化センターでございます。川柳文化センターでは、「学ぶことの楽しさと人と人との交流を深める生涯学習の推進」、「成人及び高年者の学習機会の充実」、「音楽と文化のまちづくりを推進する事業の推進」を掲げ、全32事業を実施します。

平成29年度に新規事業として実施予定でした成人陶芸教室は、平成29年度に設置予定の電気陶芸窯の電気工事の遅れから実施できませんでしたので、改めて平成30年度の新規事業として実施いたします。

その他、県民の日事業として、子ども体験教室を新規に実施いたします。

次に、新田西文化センターでございます。新田西文化センターでは、「利用団体との協働による青少年事業の推進」、「親子の絆を深める子育て事業の推進」、「高年者の健康づくり事業の充実」、「地域と協働した音楽と文化のまちづくり事業の充実」を掲げ、全34事業を実施してまいります。

新田西文化センターは、清門小学校に隣接することから、利用者団体との協働により、放課後クラブ、小学生との世代間交流や中学生との世代間交流などの子どもの居場所づくりを始めとした世代間交流事業の充実を図ってまいりました。

平成30年度は、さらに新規事業として、県民の日体験事業を実施してまいります。

最後に、新里文化センターでございます。新里文化センターでは、「まちづくりにつながる生涯学習事業の推進」、「元気で潤いのある高年者事業の協働推進」、「パートナーシップによる子育て・青少年事業の推進」を掲げ、全25事業を実施してまいります。

新規事業としては、6館共通の県民の日子ども体験事業のほか、主に高年者を対象とした交流事業夕ごはんクラブとうたごえひろばを実施してまいります。

また、二つの共通目標につきましては、ここに掲げた計画以外でも、利用者からの要望や必要性を検討しながら、積極的に事業を追加実施してまいりたいと思います。

なお、子どもの事業といたしましては、本年も各館で夏休みの子ども体験教室を多彩なメニューで実施してまいります。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

宇田川久美子委員 1ページの課題のところ、近年、外国籍市民が増加している状況を踏まえということがあって、すごくいいなと思ったのですが、計画で見ると、外国籍の方に向けてという事業が、3館ぐらいしかなかったように思います。

どうしても地域の事業や、子どもの事業には目が行きがちですけれども、外国籍の方はとても増えていますし、大切だと思うので、今、3館しか計画がないようでしたら、どの館でも共通して、日本語教室や交流、せっかくですから、国際性を磨くということも含めて、交流会的なことなど、ぜひ全館で計画していただけたらと思いました。

説明員 今後の課題として、事業を増やしていきたいということを、平成30年度、検討していきたいと思っています。

中央公民館などでは、外国籍市民対象の日本語教室は、実は開催しているのですが、計画の中には入れておりません。団体と協働で、1年間のスケジュールを全部決めておりまして、部屋を優先予約して、決まった曜日、決まった時間ということで開催しております。決まったお部屋でないと、外国人の方が迷ってしまうということがありまして、英語表記などが全然されていないので、そういったものを改善していきたいと考えております。

加藤由美委員 お願いですが、高齢者が多いということで、何が起きるか分からないので、AEDの使用の方法や速やかな対応など、もう一度確認していただければと思います。よろしく申し上げます。

村田悦一教育長職務代理者 公民館の事業ですが、県民の日事業は、青少年事業の中に、どこも位置付けております。

一番下の音楽と文化のまちづくりのところに、各公民館まつりが位置付けております。市制60周年ということで、公民館まつりに冠を必ず付けて、まつりをアピールしていただければと思います。当然、内容も関わってくると思いますが、市制60周年の話がなかったので、計画等はあるかもしれませんが、ぜひ、県民の日も、草加市について知ってもらえるいい機会だと思いますし、地域の中で大きなお祭りを行っているわけですから、私も毎年見て楽しみにしていますので、来年度もよろしく願いいたします。

説明員 市制60周年記念につきましては、全館、公民館まつりと文化センターまつりは合わせて、記念行事を何か行いたいと考えております。

村田悦一教育長職務代理者 計画があるのでしたら、ぜひそれをPRしてどんどん表に出していっていただければと思います。

説明員 中央公民館で行われるコンサート類につきましては、今、団体と話していきまして、できるだけ60周年記念の冠を付けていこうと考えております。

井出健治郎委員 これは計画なので、プランニングはよく分かりました。ただ、例えば、谷塚文化センターが、数だけで物を言うわけではないのですが、平成29年度に42事業だったものが、39事業になっています。理由にもよるのですが、数が増えることがいいと私は思っていないくて、数が少なくても、有効な事業であればいいと私は思っています。

それをいずれ確認したいので、来月か再来月に報告書が上がってくるときに、備考辺りに、その事業がいつからやっているか記載していただければと思います。

数を考えたり、新しいことをやったりするのに、長年ずっとやってきた事業が、本当に有効かどうか。つまり、計画は、数を増やして行って、新しいことをやると、何か減らしてしまわないと、やっていることが下がってしまうことがあります。

やっている中に、もしかしたら、そろそろ役割を終えていいものもあると思います。改変は、責任者の方からすると、やめるということはとてもやりづらいですけど、そこを考えていながら、これを少し縮小して、こちらを大きくしていくということも、大きい流れの中のマネジメントとしては必要です。ですので、できれば報告書で、備考のところにいつ頃からやっている事業かということを記載していただければ、Pがあって、Dがあって、またCがあってという流れにも乗ってくるので、お手数ですが、お願いをさせていただきたいと思います。

高木宏幸教育長 では、そのようにお願いします。

宇田川久美子委員 谷塚文化センターだけは、来年度、事業数が減っています。単純に三つ減ったということではないと思うのですが、やめてしまうものと、その理由を教えてください。

説明員 分かりました。今、手元に資料がございませんので、後ほどお答えいたします。

宇田川久美子委員 分かりました。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第23号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第23号議案については、可決といたします。

第24号議案 平成30年度草加市歴史民俗資料館事業計画を定めることについて

高木宏幸教育長 次に、第24号議案につきまして、歴史民俗資料館長より説明させます。

説明員 平成30年度歴史民俗資料館事業計画を定めることについてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成30年度歴史民俗資料館事業計画を定めるに当たりまして、教育委員会の承認を得る必要を認めためたためでございます。

基本方針でございますが、文化財保護の拠点として、市民や地域社会に親しまれ活用される資料館の運営を目指す。歴史資料・民俗資料の収集、保管、研究、展示を行い、文化財保護に寄与するでございます。

目標ですが、市民に歴史と文化を発信するための取組を行う。市民が草加の歴史に誇りや愛着をもてる企画を行う。特に平成30年度は市制60周年を迎えますことから、関連した企画に力を入れて取り組みます。歴史や文化を楽しく学べる展示や企画を行う、といたしました。

この基本方針、目標は、下段に記しました今年度の成果と課題の概要を踏まえて作成をさせていただいております。

具体的な事業計画ですが、1番、2番は、古文書講座についてです。通年で、古文書解読経験者と基礎的コースの2コースを開設します。3番は、企画展年間計画でございます。ここでは、4番のれきみん講座年間計画、企画展講座年間計画の全体像をお示ししております。昨年度まで、草加宿や日光街道のことに关しましては、歴史講座をれきみん講座とし、一般的な歴史講座と分けておりましたが、歴史講座と一本化して、れきみん講座という表現にしております。

す。

子ども向けの内容を豊富にというお話を受けまして、6番、13番、14番、18番、25番、27番、28番、29番、32番は、子ども向けの土曜体験教室と夏・冬休みの土曜講座でございます。

平成30年度新規のものは、5番の蓄音機コンサート、これは毎月行うものです。8番、17番、23番、33番の企画展でのギャラリートーク、25番の県民の日の取組、34番、35番については、草加松原が名勝指定5年目を迎えますので、それに関連した特別展を企画しております。

その他の活動といたしまして、小学校21校3年生全員を対象とした地域学習の受け入れを始めとして、学芸員実習、インターンシップ、中学生社会体験事業、草加の歴史の出前講座、教職員研修、各種研修会の協力しております。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

井出健治郎委員 先ほどの公民館と同様に、次回以降の報告書のときに、いつ頃から始めた事業かを教えていただければと思います。

次に、図書館の事業があるので、それを聞いてからでもよかったのですが、先ほどの公民館で、子ども向けに、県民の日に公民館は筋を通してイベントを行います。

歴史民俗資料館も、県民の日には、勾玉づくりがあります。せっかくなら、図書館もと思います。つまり、三つの公民館、歴史民俗資料館、中央図書館が横筋を通して、県民の日に3館、大きなことを同じような流れでやることはどうでしょうか。後で図書館の館長にお伺いしてみたいと思います。

教育総務部長 県民の日というのは、平日でございまして、それでいて、学校はお休みです。そうすると、1日、子どもたちはおうちにいるだけで、ずっと閉じこもって、テレビを見ている、ゲームをしているというだけでは、もったいないことでもありますので、教育委員会としては、平成30年度から県民の日に、子どもの一定の居場所を提供していきたいということで、取り組むことになりました。中央図書館におきましても、十分可能であると思います。

井出健治郎委員 せっかくですからイベントというか、お祭りみたいな感覚で、横筋を通して盛り上げてほしいと思います。

村田悦一教育長職務代理者 課題の最後に、情報発信に努めるということですがけれども、市

の広報やインターネットでれきみんだより、実物が配られておりますけれども、情報やいろいろな企画がかなり出ていて、文化に関わることを周知されていることを大変嬉しく思います。

加藤由美委員 先日、新聞につるし雛が載ったことによって、少し来館者が増えたということはありませんか。

説明員 いろいろと歴史的なものを展示したり、企画展を行っておりますけど、つるし飾り、ひな人形、五月人形が、集客の第1番でございまして、特におひな様につきましては、うちの集客のトップということで、大変注目をいただいております。他の事業についても、頑張っていきたいと思っております。

今年度については、新聞社、テレビ局も含めて近隣の取材については、全社に来ていただいたりなど、大きな注目を集めています。

加藤由美委員 新聞社を利用して、ぜひ宣伝していただきたいと思っております。

宇田川久美子委員 今の話に関連してですが、れきみんだよりを出すときに、新聞に載りましたみたいな記事がないようなので、記事があれば、新聞に出るほど草加のおひな様は有名なんだということで、新聞を見逃した人でも、来年は見に行こうかと思ったりするのではないかと思います。何社に取材されましたとすると、こういうものの活用も変わると思いました。

高木宏幸教育長 では、その辺りもいかして、取り組んでいただければと思っております。

他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第24号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第24号議案については、可決といたします。

第25号議案 平成30年度草加市中央図書館事業計画を定めることについて

高木宏幸教育長 次に、第25号議案につきまして、中央図書館長より説明させます。

説明員 平成30年度草加市中央図書館事業計画を定めることについて、ご説明申し上げます。

まず、運営方針についてでございます。図書館ネットワーク網の更なる利便性の向上を図るということで、かねて懸案でございましたパスワード登録・変更を、ホームページ上からできるようにすることにより、利便性の向上を図ってまいります。平成27年2月に、現行のシステムを導入しましたが、当初、この機能がなかったので、窓口に来て、パスワード登録をしてい

ただいていたということがありまして、これが原因で、利用者の登録数が伸び悩んでいたと思われまます。これが、自宅でできるようになれば、大幅に登録者を増やすことができるのではないかとということで、ネット上から、本の検索、予約、さらに延長など、利用者自らで手続きができ、利便性の向上が図られることに期待しております。

続いて、草加市子ども読書活動推進計画に関連することを、運営方針に入れさせていただきました。確実な推進により、子どもが読書に親しむ環境の充実を図りますということで、4月1日の同計画の施行を目指し、各種関連の事業の確実な推進を図ります。

続きまして、平成29年度の成果と課題でございます。

まず、成果でございますが、前年度から実施した図書館生涯学習講座と読み聞かせ講習会の内容を充実させ、定着させることができました。

展示ギャラリーにつきましては、ほぼ切れ目なく、年間を通じて展示することができ、情報を発信することができました。

また、引き続き、公民館の図書室の充実を図るということで、推定値でございますが、貸し出し冊数の増加を図ることができました。

課題につきましては、子ども読書活動推進につきまして記述させていただきましたが、課題というより、確実に実施すべき事業計画としてとらえております。

次に、蔵書の配架についてですが、サービスコーナーに限らず、図書館全体の効率的・効果的な配架を心掛け、蔵書活用につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、事業の内容について説明させていただきます。平成29年度の成果と課題を踏まえまして、主なものや変更点、新規のものを中心に、ご説明させていただきます。

図書館資料の充実の項目でございます。図書館全体といたしましては、61万冊の蔵書を維持しつつ、引き続き、魅力ある蔵書とするため、適切な資料の収集・除籍を図り、新陳代謝に努めてまいります。特に、6公民館図書室の貸し出し冊数が伸びております状況から、引き続き、それぞれの施設には新着本や特色ある資料の配架、優先的に配架をしていくということで、この流れを止めないようにしていきたいと考えております。

児童サービスの推進の項目でございます。調べ学習・総合学習の支援につきまして、引き続き、学校側と連携をとりまして、適切な資料の提供に努め、学習効果を上げ、かつ蔵書活用・読書活動推進のための支援を行ってまいります。

読書記録マラソン帳と読み聞かせカードの活用、さらにブックリストの充実、これらは、今年度、一部試行的に実施しておりますけれども、来年度は本格的に実施して、子どもたちの読

書の意欲を喚起してまいりたいと考えております。

続きまして、ヤングアダルトの読書の推進の項目でございます。ヤングアダルトのコーナーの認知度が低いという反省に鑑みまして、市内の中学校、高校を中心に、ヤングアダルト、YAコーナーのPRに努めてまいります。具体的には、YAコーナーにあるブックリストあるいはパンフレットを、市内中学校、高校等に配布して、周知を図っていききたいと考えております。

サービスコーナー・地域開放型図書室の見直しと学校との連携の項目でございます。サービスコーナーにつきましては、それぞれの施設におきまして、貸し出し冊数の多い、少ないという差が生じております。この課題に関しまして、今年度から一部行っておりますけれども、学校との連携を密にして、学校に赴き、要望や配架の内容等を聴取する中で、配架の見直し、あるいは、テーマ本の巡回等、地域サービスの拠点として、引き続き、充実させていききたいと考えております。

続きまして、文化事業の開催の項目でございます。主なものとして、子ども読書活動推進計画の施行記念と市制60周年記念事業ということで、子どものためのシェイクスピア朗読劇、市内の小学校を対象としたビブリオバトル、記念講演会等を考えております。

文化事業で特徴的なものとしまして、読書活動の一層の推進を図る事業の一環として、年3回、読み聞かせ講習会を実施します。平成28年度と平成29年度は、年1回の開催でしたが、大変好評で、参加者が多いということで、年3回に増やしまして、読み聞かせのボランティアだけではなくて、一般のお父さん、お母さん方にも、読み聞かせの技量の向上を図っていただくということで、講習会を開催するものでございます。

最後に、図書館管理運営事業でございます。こちら子ども読書活動に関連することでございますけれども、来年度は関係部署との連絡会議を立ち上げまして、情報交換や計画の進捗状況の確認・検証等が行える場をつくってまいりたいと考えております。

また、建物自体も、17年、18年と経っております、老朽化がかなり目立っております。見た目からは分からないと思いますが、特に館内の機械設備等が、毎年故障しているということがありますので、来年度は安全安心を主体に、誘導灯、防火灯の修繕を行っていきたいと考えております。現在、児童室のシャッターが故障しておりますので、そちらの修繕を早急に行い、安全安心で快適な読書環境の維持に努めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第25号議案につきましては、原案どおり可決することによろしいでしょうか。
(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第25号議案については、可決といたします。

高木宏幸教育長 それでは、先ほどの谷塚文化センターの事業について、中央公民館長から報告をお願いします。

説明員 谷塚文化センターの廃止事業について、ご説明申し上げます。

廃止になったものが5事業ありまして、青少年事業の中で、夏休みサイエンス教室、伝承遊び教室、草加お宝かるた教室、谷塚小学校学校応援団、総合事業の中で、10周年記念イベントの五つでございます。

理由でございますが、夏休みサイエンス教室につきましては、日本大学の教授をされている方が、長年、講師として教室を開催しておりましたが、その先生が昨年亡くなりまして、後任となる講師の方が見つからなかったため、残念ながら廃止ということになりました。

伝承遊び教室につきましては、お願いをしている団体との調整がつかなかったため、平成30年度は行いません。

草加お宝かるた教室につきましては、昨年度初めて実施したのですが、なかなか人数が集まらず、今回は中止となりました。

谷塚小学校学校応援団につきましては、内容が、谷塚小学校の児童による金管バンドの演奏をロビーコンサートとして実施するものでございますが、毎年行っており、30年度も行うのですが、内容をロビーコンサートの中に入れて実施するというに変更したものでございます。

総合事業の10周年記念イベントは、今年度、谷塚文化センターが新しくなりましてから、10周年ということで、単年度のイベントとして実施いたしましたので、来年度は実施しないということになります。

説明は以上でございます。

宇田川久美子委員 ありがとうございました。

第26号議案 平成30年度学校医の委嘱について

高木宏幸教育長 それでは、次に、第26号議案について、学務課長より説明させます。

説明員 平成30年度学校医の委嘱についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、2月7日開催の第2回定例会におきまして、議決をいただきました平成30年度の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱につきまして、2月28日付けで、瀬崎小学校の学校医1人から辞退をしたいという申し出がございました。

このため、欠員が生じた瀬崎小学校学校医1人につきまして、改めて一般社団法人草加八潮医師会からご推薦をいただき、草加市学校医、学校歯科医及び学校薬剤師設置条例第2条の規定に基づきまして、新たに委嘱しようとするのでございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第26号議案につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第26号議案については、可決といたします。

第7報告 職員の人事に係る専決処理の報告について

高木宏幸教育長 続きまして、教育長に対する事務委任規則に基づき専決処理の状況を報告させていただきます。

第7号報告について、総務企画課長より説明させます。

説明員 職員の人事に係る専決処理の報告についてご説明を申し上げます。

この案件につきましては、本来であれば、教育委員会の議決を経るべきところでございますが、緊急に処理する必要があり、教育委員会を招集するいとまがないと認め、平成30年3月1日付で、職員の人事について、専決処理をさせていただきましたので、これをご報告するものでございます。

内容につきましては、休職、主任、1件でございます。

休職期間は、平成30年4月30日まででございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

なければ、第7号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第7号報告については、承認といたします。

第8号報告 県費負担教職員の人事に係る専決処理の報告について

高木宏幸教育長 次に、第8号報告につきまして、学務課長より説明させます。

説明員 県費負担教職員の専決人事を報告させていただきます。

平成30年2月の県費負担教職員の人事につきましてご報告いたします。

まず、育児休業、小学校教諭1件でございます。

次に、発令でございますが、欠員補充、中学校養護教諭1件でございます。

続きまして、代替になります。小学校育休代員が1件、中学校産休代員が1件、中学校休職代員が1件でございます。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

村田悦一教育長職務代理者 欠員補充の中学校養護教諭ですが、いつ欠員が生じて、いつ欠員が補充されたのか、日にちを教えていただければと思います。

説明員 この欠員補充の方ですが、6月に一身上の都合から退職となりまして、8月1日から、新しく臨任の方を配置しました。その方の更新ということになります。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。

それでは、第8号報告につきましては、原案どおり承認することよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高木宏幸教育長 異議がないようですので、第8号報告については、承認といたします。

第9号報告 平成29年度学校評価の報告について

高木宏幸教育長 続きまして、事務の管理及び執行の状況を報告させていただきます。

第9号報告について、学務課長より説明させます。

説明員 平成29年度学校評価について報告させていただきます。

別紙参考資料をご覧ください。

まず全体の考察ですが、Aの割合が40%以上の項目につきましては、の組織運営、研究・研修、保健・安全管理、情報・施設設備管理、地域との連携・開かれた学校、幼保小連携・小中一貫教育、の教育目標・教育計画、教科指導、特別活動、生徒指導、特別支援教育、学校図書館教育で、昨年度と同数の12項目でございました。

反対にAの割合が20%以下の項目につきましては、の総合的な学習の時間の1項目でございました。

昨年度は、の情報教育についても、Aの割合が20%以下でございましたが、ここ数年をかけて、各学校にタブレット端末などを導入し、ICT活用を推進をしてきた成果が見られるかと思えます。Aの割合が34.4%に増加しております。

今年度の特徴いたとしましては、の学校運営に関するものの中の幼保小連携・小中一貫教育のAの評価の割合が、昨年度は56.3%でございましたが、今年度は65.6%に上がっていることが挙げられます。これは、平成30年度からの幼保小中を一貫した草加の教育のスタートに向けての取組が充実してきていることの表れであると考えております。

続きまして、学校ごとの評価ですが、評価項目については、学務課より各校に例示を示しております。評価基準につきましては、Aが十分に達成している、Bがおおむね達成している、Cがやや不十分である、Dが不十分であるの4段階で示しております。

生徒、保護者へのアンケート、教職員の自己評価をもとにしまして、学校関係者評価を実施した上で、各校で評価基準をもとに評価をしております。

昨年度との比較でございますが、Aの割合が10ポイント以上伸びた学校が草加小学校、高砂小学校、谷塚小学校、栄小学校、川柳小学校、西町小学校、清門小学校が、小学校です。中学校では、谷塚中学校、瀬崎中学校、花栗中学校、両新田中学校の11校となります。

全項目の中で、Cの評価は、今年度もございませんでした。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 ただ今の説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

宇田川久美子委員 この集計についてではないのですが、評価をするのに、去年との比較があると分かりやすいと思うので、たくさん項目があるので、低いけど、去年より伸びているということが表として一目で分かるとうり良いと思いました。

説明員 その点につきましては、検討させていただければと思います。

高木宏幸教育長 全体のところであれば、比較は工夫できると思いますので、よろしくお願

いします。

村田悦一教育長職務代理者 毎年、32校の学校評価が報告されていますが、去年、一昨年も、これが形骸化しているのではないかと、自分の意見を言わせていただいたのですが、この一覧表は、ある意味、何の意味もないと私は思います。

というのは、Aが増えたからその学校は良いのかととらえてしまうと間違いだと思いますし、A、B、C、D、それぞれ各学校で、自己評価をして出た評価が全てではないと思います。

では、何が一番大事なのかということで、各学校の次年度の改善策を読ませていただいて、分類してみました。そうすると、この学校評価は形骸化しておらず、各学校のPDCAのサイクルの中で、しっかり位置付いていると思いました。

各学校の改善策、何が課題と出ているのかをしっかりと教育委員会が把握をして、その課題に個々に対応していくことが、学校評価をいかしていくということになると思います。

そういう意味で、次年度の改善策で一番多かったことは、幼保小中の一貫教育の項目が、小学校で15校、中学校で6校ありました。

あとは、学力向上プランの工夫・改善が、小学校で12校、中学校で6校でした。

また、新しく始まる道徳科が、小学校で6校、中学校で4校でした。

外国語活動は小学校で5校でした。

不登校児童については、小学校で4校、中学校で5校というように、それぞれの学校の課題が出ていますので、そこをしっかりと学務課が見て、教育委員会として支援をしていくことが必要かと思います。

それぞれの項目の中で出てきたA、B、C、Dがありますが、今年は、Cがなかったからそれでいいという問題ではないと私は思いますし、今お話ししたように、各学校は、この次年度の改善策の中にそれぞれの課題策をしっかりと書かれて、それが、今の草加市の教育委員会の課題であり、改善につながると思います。そういう視点で、この学校評価をいかして、次年度につなげていただければと思います。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ、次の報告に移ります。

第10号報告 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について

高木宏幸教育長 次に、第10号報告について、教育支援室長より説明させます。

説明員 草加市障害児就学支援委員会の答申に係る報告について、報告させていただきます。

3月2日に実施いたしました第7回草加市障害児就学支援委員会の審議の結果を受けての

報告でございます。

初めに、諮問事項(1)障がいがあると思われる児童・生徒のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる児童生徒に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援について報告させていただきます。

特別な教育措置 1、在学児童・生徒でございます。今回、調査実施人数は、小学校在籍児童 7 人、中学校在籍生徒 6 人でございます。

次に、障がいの種類の判断でございます。知的障害が 4 人、情緒障害等が 9 人でございます。

次に、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援でございます。

知的障害の中では、知的障害特別支援学級で指導することが望ましいが 4 人ございました。

情緒障害等の中では、通級指導教室（発達障害・情緒障害）での指導を受けながら通常学級で指導することが望ましいが 3 人、自閉症・情緒障害特別支援学級で指導することが望ましいが 6 人ございました。

続きまして、特別な教育措置 2、通級によることば・きこえの指導の判断結果でございます。今回の調査実施人数は 1 人でございます。ことばに障がいがあると思われる児童が 1 人ございます。

障がいの種類の判断については、吃音でございます。

教育的支援につきましては、自然治癒の可能性も認められるため、継続して観察することが望ましいでございました。

次に、諮問事項(2)障がいがあると思われる就学予定児のうち、通級による指導を含む特別な教育措置が必要と思われる就学予定児に対する障がいの種類の判断、障がいの程度の判断及び就学に係る教育的支援について報告させていただきます。

今回の調査実施人数は、1 人ございました。

障がいの種類の判断でございますが、障がい種を判断できるほどの課題が見られないでございます。

教育的支援につきましては、市教育支援室等の支援を受けながら通常学級で指導することが望ましいでございました。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ、次の報告に移ります。

高木宏幸教育長 次に、追加提出いたしました第12号報告につきまして、総務企画課長より説明させます。

説明員 平成30年草加市議会2月定例会に係る報告についてご説明させていただきます。平成30年草加市議会2月定例会、こちらは平成30年2月20日に招集、開催されましたもので、この定例会における上程議案、報告などの件数、その内容についてご報告するものでございます。

会期は2月21日水曜日から3月20日火曜日までの28日間開催され、提出されました議案は議員提出議案5件を含めた45件、このうち教育委員会に係る議案は6件でございました。

その内容についてでございますが、一つ目が、平成29年度草加市一般会計補正予算に関するもの、二つ目が、平成30年度草加市一般会計予算に関するもの、三つ目が、市長等の給与等に関する条例などの一部を改正する条例の制定について、四つ目が、教育長の任命につき同意を求めること、五つ目が、教育委員の任命につき同意を求めること、六つ目が、平成29年度一般会計補正予算に関するものでございます。

次に、報告についてでございますが、教育委員会関係を含めてございませんでした。

次に、施政方針に対する代表質問でございますが、4会派からございまして、このうち教育委員会に係る質問は、4会派からございました。

主なものでございますが、草加新政議員団からは、学校における教科書消化率や授業数を増やすことについてなど、7項目が教育委員会に係るものとしてございました。

公明党からは、教職員の働き方改革と対話型アプリの内容、その周知について、2項目が教育委員会に係るものとしてございました。

日本共産党からは、草加市文化財保護基本計画の策定について、川柳中学校の大規模改造工事の概要やスケジュールについてなど、16項目が教育委員会に係るものとしてございました。

自由市民クラブからは、草加中学校区で行われました研究発表会の内容についてなど、2項目が教育委員会に係るものとしてございました。

次に、議案質疑でございます。追加提出議案を含めまして3人の議員から通告がございまして、このうち教育委員会に係るものは1人でございました。

その内容についてでございますが、日本共産党、藤家議員より、国の補正予算に関するもの、トイレ改修工事、体育館非構造部材耐震化事業、川柳中学校校舎大規模改造工事といった学校施設に対する補助金の交付に関わる補正予算を組んだことに対する経緯に関するものでございました。

一般質問でございますが、11人の議員から通告がございまして、このうち教育委員会関係につきましては、6人の議員から質問がございました。その項目について、ご説明を申し上げます。

1人目の公明党の西沢可祝議員からは、不登校・ひきこもり・長期不就労者に対する支援についての質問がございました。

2人目の日本共産党の藤家諒議員からは、就学援助制度について、平成30年度分からの事前支給に関わる質問が行われております。

草加新政議員団の吉岡健議員からは、小中学校における防犯対策について、学校防犯カメラの設置に関する質問などが行われております。

4人目の公明党の広田丈夫議員からは、教育の働き方改革についての質問が行われております。

5人目の草加新政議員団の佐藤利器議員からは、公共施設の一般開放について、公民館・文化センターなどの子どもたちの放課後の居場所としての開放することに関しまして、質問が行われております。

6人目の小川利八議員からは、教育行政について、学習指導要領の改訂に関する質問などが行われております。

説明は以上でございます。

高木宏幸教育長 他にご意見、ご質問はございますか。なければ、次の報告に移ります。

その他報告 草加市教育委員会教育長職務代理者の指名について

高木宏幸教育長 続きまして、本年4月1日からの教育長職務代理者を指名したいと存じます。

教育長職務代理者につきましては、今年度に引き続き、村田委員にお願いしたいと思います。

なお、任期につきましては、平成31年3月31日までの1年間でございます。

それでは、村田教育長職務代理者から、一言ご挨拶をいただければと思います。

村田悦一教育長職務代理者 教育長からお話がありましたが、微力ではありますが、引き続き務めさせていただければと思います。

なお、ご案内のように、平成29、30年度、埼玉県南部地区教育委員会連合会の事務局が草加市にありまして、私はその中で、南部地区の連合会会長を務めさせていただいております。

5月9日には、草加市文化会館で、総会もあり、13市町の教育長を始め、いらっしゃると思

いますので、ぜひ皆様と力を合わせて、対応していきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

高木宏幸教育長 ありがとうございます。

高木宏幸教育長 続きまして、その他の報告がありましたらお願ひします。

教育総務部長 特に用意ございません。

高木宏幸教育長 その他の報告がないようでしたら、次回の教育委員会の日程について事務局からお願ひいたします。

教育総務部長 次回の教育委員会の日程でございますが、平成30年第4回定例会を4月24日火曜日、時間は午前9時から、場所は教育委員会会議室でお願ひしたいと思ひます。

新年度からは、定例会の開催につきましては、基本的に第4火曜日の午前に変更させていただきたいと存じます。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、3月30日の教職員離任式、4月2日の着任式、別にご案内をさせていただいておりますが、ご出席のほど、どうぞよろしくお願ひをいたします。

閉会の宣言

高木宏幸教育長 それでは、長時間にわたりましたが、以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。

午後0時00分 閉会